

須和田遺跡第 1 1 5・2 地点発掘調査支援業務委託（その 1） 特記仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 須和田遺跡第 1 1 5・2 地点発掘調査支援業務委託（その 1）

2 業務目的

本業務は、市川市立須和田の丘支援学校校舎建設に伴い、須和田遺跡の発掘調査を行うものとする。

3 委託場所 市川市須和田 2 丁目 435 番ほか

4 委託期間 契約日より令和 4 年 1 月 31 日までとする。

5 業務内容

須和田遺跡第 115・2 地点発掘調査業務のうち、（その 1）業務として令和 3 年度に実施する業務は現地での発掘作業とする。なお、本仕様に記載されていない事項は「千葉県埋蔵文化財発掘調査基本方針」、「千葉県埋蔵文化財発掘調査標準」及び「埋蔵文化財発掘調査業務標準仕様書」によるものとする。

- ・対象面積 確認・本調査約 500 m²
廃土等は調査対象地内に置くことになるため、2 回以上に分けて実施するものとする。
- ・深さ 確認面までの深さは 60 c m 程を想定しているが、場所によっては攪乱などのために、それ以上の深さとなる可能性がある。
- ・想定遺構 古墳時代の竪穴建物 3 棟、奈良・平安時代の竪穴建物 6 棟
- ・安全対策 学校敷地内での調査のため、生徒の活動等への安全性を考慮した高さ及び構造を有する仮囲いを設置すること。

6 発掘作業の業務実施日及び業務時間

- （1）業務実施日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日を除く平日。
- （2）業務時間：午前 9 時から午後 4 時までとする。

7 添付資料

- （1）調査位置図（別紙 1）
- （2）「千葉県埋蔵文化財発掘調査基本方針」（別紙 2）
- （3）「千葉県埋蔵文化財発掘調査標準」（別紙 3）
- （4）「埋蔵文化財発掘調査業務標準仕様書」（別紙 4）
- （5）完了届（別紙 5）

8 打合せ等

- (1) 当該業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と委託者が定めた監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (2) 打合せ協議は、着手時、発掘作業開始時及び発掘作業終了時の計3回を基本とし、作業の状況に応じて適宜行うものとする。打合せ協議ごとに打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

9 業務従事者の適正な配置

- (1) 受託者は、適切な業務遂行のため、業務従事者を適正に配置しなければならない。
- (2) 業務従事者のうち、業務責任者は発掘作業等に精通し、概ね3年以上の調査担当者としての経験を有したものでなくてはならない。

10 提出書類、業務報告書及び成果品

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。なお、変更する場合は業務着手前に変更した書類を提出するものとする。

- ア) 業務実施計画書
- イ) 業務工程表
- ウ) 業務着手届
- エ) 業務責任者届及び経歴書

(2) 業務報告書等

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に掲げる業務報告書等を委託者に提出するものとする。

- ア) 業務実施報告書（業務内容、業務実施日、業務実施担当者名等を記載したもの）
- イ) 打合せ記録簿
- ウ) 委託者が定めた完了届

(3) 成果品

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に掲げる成果品を委託者に提出するものとする。

- ア) 発掘作業時の図面（原図）
- イ) 発掘作業時の写真（フィルム及びJPEG形式）

成果品のうち、イ)のフィルムはアルバムに収納し、イ)のデータはCDに記録して2枚提出するものとする。

なお、納品検査にあたり、不良個所等誤りが発見された場合、受託者の責任において直ちに成果品を集成しなければならない。

11 成果品に係る著作権等

- (1) 成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権の権利のうち受託者に帰属するものは、成果品引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権の制限
 - ア) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる行為をすることを許諾する。
 - ① 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。

②成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、管理、発掘調査報告書の作成、発掘調査成果の公表・周知等のために複製し、又は改変すること。

③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

イ) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

ウ) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合においては、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ) 委託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

1.2 その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

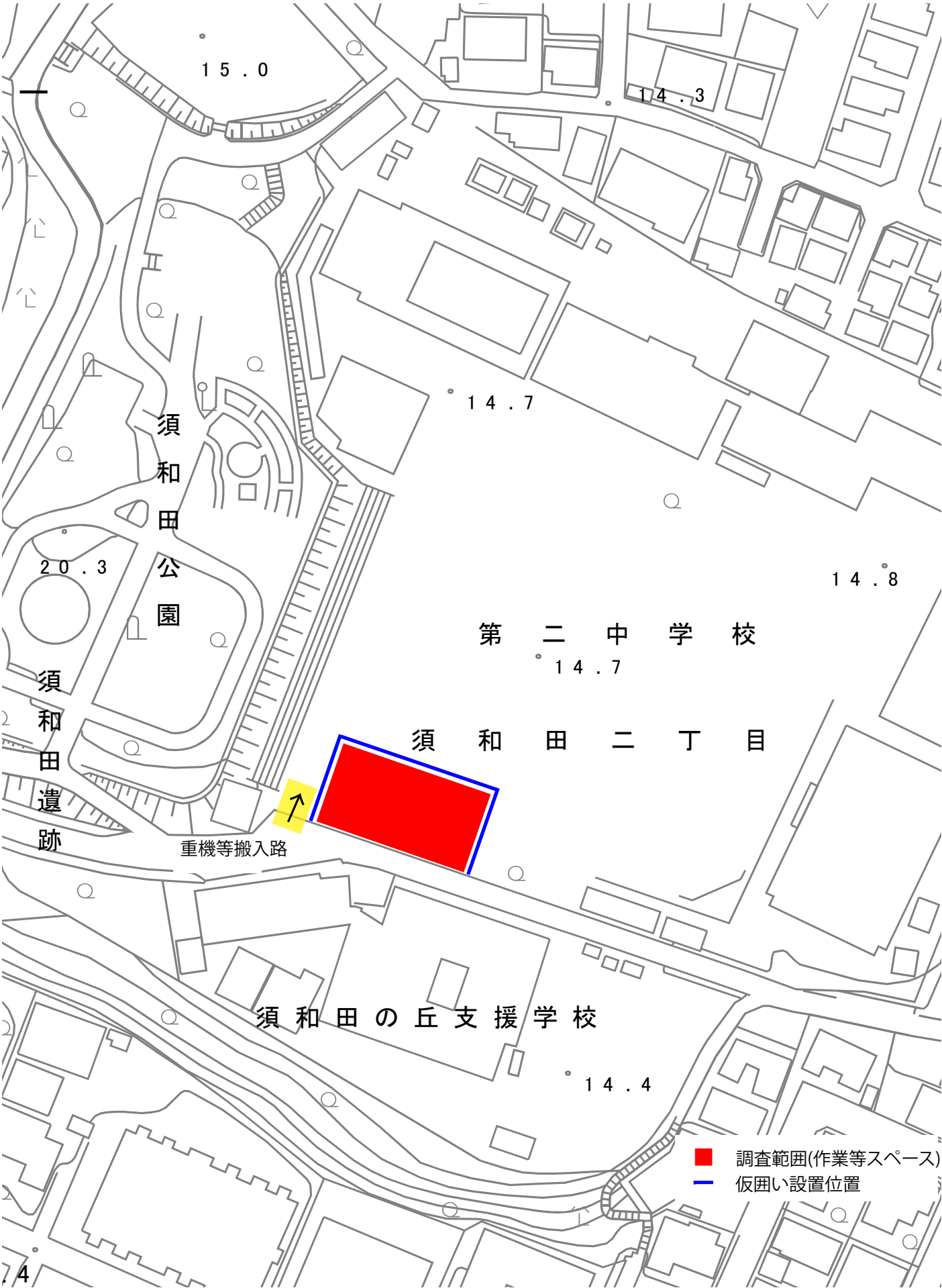
(3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。



調査位置図

千葉県埋蔵文化財発掘調査基本方針

平成16年2月25日
教 育 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この方針は、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査（以下「調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の定義)

第2条 この方針で「調査」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 埋蔵文化財包蔵地を考古学の手法を用いて掘削し、検出遺構・出土遺物等の記録を作成し、遺物を採集すること（以下「発掘作業」という。）。
- (2) 記録類と出土遺物を将来にわたって保管し、公開・活用を図ることに備えるため、記録類・出土遺物を整理し、遺物の洗浄・接合・記録作成等を行い、成果をまとめた報告書を作成すること（以下「整理作業」という。）。
- (3) 記録された埋蔵文化財の情報を公開するため、報告書を公刊すること（以下「報告書公刊」という。）。

(調査主体者等の責務)

第3条 調査の主体となる者（以下「調査主体者」という。）及び調査を他人に請け負わせる者その他関係者は、関係諸法令等を遵守し、調査が適切に実施されるように努めるとともに、県教育委員会及び市町村教育委員会がこの方針の趣旨を徹底するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

(調査の管理)

第4条 調査主体者は、調査を総括管理し、かつ、当該調査の作業が実施される場所（以下「調査現場」という。）における発掘担当者を選任し、その者に当該調査現場の作業の実施を総括管理させるものとする。

- 2 調査主体者は、調査を適切に実施、完了させることができる専門的な能力を有しているものであって、調査成果の評価及び公表を適切に図ることができるものとする。
- 3 発掘担当者は、調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、かつ、調査の全工程を適切に管理できるとともに、報告書を適切に作成できる者とする。
- 4 調査主体者のうち、調査において行う作業の一部を請負人（調査の作業の一部について委託を受けて実施する者を含む。以下「請負人」において同じ。）に請け負わせている者は、その請負人が作業を行うとき（請負人に請け負わせている調査の作業の一部のうち、当該調査現場外における作業を含む。）は、その請負人に作業管理者を選任させ、当該調査において行う全ての作業の技術的事項について発掘担当者に総括管理させるものとする。
- 5 調査主体者は、調査計画について県教育委員会又は当該市町村教育委員会と協議するものとし、また、計画変更の必要が生じた場合は直ちに県教育委員会又は当該市町村教育委員会に報告し、協議するものとする。
- 6 調査主体者は、当該調査の計画及び実施について、必要に応じて学識経験者や地方自治体の専門職員等の第三者により検証を受けるものとする。
- 7 調査主体者は、前2項の協議及び検証において、当該調査の計画及び実施が適切でないと認められた場合は、是正するものとする。
- 8 調査主体者は、当該調査の実施について、当該調査現場の近隣住民及び公共施設等に周知するとともに、近隣住民並びに区域内又は区域隣接地を通行する者の安全衛生の確保に努めるものとする。
- 9 調査主体者は、調査実施の間、出土品・記録類の保存管理について適切な措置をとるよう努めなければならない。

(発掘作業の方法)

第5条 調査主体者は、埋蔵文化財の種類・性格、調査の工程により、得られる成果に応じた適切な調査方法を選択しなければならない。

(測量)

第5条の2 調査主体者は、調査現場内に公共座標を基準とする座標点及び水準点を設置して、調査区域の位置・範囲並びに遺構・遺物の位置・形態等を正確に把握するものとする。

(掘削)

第5条の3 調査主体者は、表土掘削、遺構掘削等、各掘削工程によって適切な掘削方法を選択し、遺構及び出土品の保護に配慮しながら慎重に実施するものとする。

2 調査主体者は、遺構等に影響を及ぼさない範囲において、作業の効率化を図るため、表土掘削等に重機を使用することができる。

(調査の記録)

第5条の4 調査主体者は、選択した調査方法によって得られる結果が、整理作業に反映されるよう、過不足のない記録を作成するものとする。

2 遺物の出土状況について測量、撮影等で正確に記録する。

3 遺構の埋没状況、形状等について測量、撮影等で正確に記録する。

4 必要に応じて、適正な方法で土壌等の各種サンプルの採集を行う。

5 作業工程の進捗状況及び実績を明らかにするため、作業経過を撮影等により記録し、調査日誌を作成する。

(整理作業の方法)

第6条 調査主体者は、発掘作業の成果が報告書及び保管・活用に過不足なく反映されるような適切な整理方法を選択しなければならない。

(記録類の整理)

第6条の2 調査主体者は、発掘作業で得た記録類を報告書に掲載する内容を検討し、必要な図面・写真等を決定するとともに整理作業終了後の保管・活用に備えた整理をするものとする。

(出土品の整理)

第6条の3 調査主体者は、適切な作業工程をとって出土品を資料化し、学術的成果を踏まえて報告書に掲載する資料を決定するとともに整理作業終了後の保管・活用に備えた整理を行うものとする。

(報告書の作成)

第6条の4 調査主体者は、記録類や出土品の整理作業により資料化された成果を報告書として刊行するために文章や版下等を作成し、活用しやすいよう編集等を行うものとする。

(報告書公刊の方法)

第7条 報告書は、記録された埋蔵文化財に代わる主たる存在であり、調査に欠かせないものであるため、発掘・整理作業終了後、速やかに刊行、配布等を行い、調査成果を広く公開するものとする。

2 調査主体者は、報告書の完成後速やかに県教育委員会及び当該市町村教育委員会に提出するものとする。

(成果品)

第8条 調査記録類等の成果品は、公的な性格をもつことから県教育委員会又は当該市町村教育委員会に帰属するものとする。ただし、県教育委員会又は当該市町村教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(作業標準)

第9条 調査主体者等は、調査計画及び作業の実施の標準として「千葉県埋蔵文化財発掘調査標準」を参照するものとする。

千葉県埋蔵文化財発掘調査標準

— 1 —

発掘作業標準

平成 16 年 4 月

凡 例

- 1 本標準は、千葉県における埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査の標準化及び効率化のため、調査機関を対象にした発掘作業標準を示すことを目的とする。
- 2 本標準は、一般的な発掘作業工程における作業標準を示したものであり、例外的な発掘作業については適用しない。
- 3 それぞれの項目中で、具体的な基準を示す必要があるときは、補則を設けて別記した。
- 4 補則の番号は、各発掘作業項目ごととし、それぞれ枝番号を付した。
- 5 その他、この標準の見直し等については千葉県教育委員会が当たる。

1 事前準備

(1) 現地踏査

ア 発掘調査を実施するに当たり、調査期間及び調査経費算出の資料を得るために、事前に現地踏査を行う。

補則 1 - 1

イ 現地踏査実施前の準備

(ア) 現地踏査を実施する以前に、現地踏査地を地形図により位置を確認し、地形環境及び周辺環境を十分に把握する。

(イ) 現地踏査地域内及び周辺での調査歴の有無を確認し、有りの場合はその成果を十分に確認する。

ウ 現地踏査では、現地踏査票（様式 1）を作成する。

エ 現地踏査では、県教育委員会又は市町村教育委員会及び事業者と合意した事項について必ず確認する。

補則 1 - 1

オ 再現地踏査の実施

(ア) 発掘調査着手直前に、必要に応じて調査対象地の状況を再度把握し、具体的な調査計画を策定するための現地踏査を実施する。

(イ) 実施時期は、発掘調査実施の 1 ヶ月～2 ヶ月前とし、原則として事業者と 2 者により行う。

(ウ) 前回の現地踏査時から月数がたっている場合は、踏査地の現況を再度確認し、事業者にも前回の確認事項を再確認する。

(エ) 前回の現地踏査と異なる事項・状況が生じた場合は、速やかに検討し、事項の内容によっては、事業者・県教育委員会又は市町村教育委員会と協議もしくは了承を得る。

(2) 関係機関との連絡調整

ア 遺跡名称は、周知の遺跡については、原則として「千葉県埋蔵文化財分布地図(改訂版)」の名称を用い、新発見の遺跡の場合は市町村教育委員会と協議して付す。

イ 発掘調査を実施するに当たっては、事前に発掘調査の趣旨、方法、期間等の事項を関係機関に周知する。

ウ 発掘調査現場周辺の救急病院、所轄の警察署及び消防署の場所及び連絡先を確認し、現場詰所に所在地一覧及び経路図を掲示する。

エ 発掘調査現場の立地条件等により、電気・水道・ガス関係機関の連絡先を確認するとともに、必要に応じ事前の対応等について指導を受ける。

オ 発掘作業実施に際し、保安上調査の方法、期間等において警察署と調整が必要な場合、県教育委員会又は市町村教育委員会・事業者を含めた協議を行う。

カ 発掘作業現場近隣に通学路や学校が所在する場合、必要に応じて学校側に発掘調査の趣旨、方法、期間を説明し、安全上の協力を求める。

(3) 法令等により定められた諸手続の実施

ア 調査機関は、発掘調査を実施する場合、法令等の定めに従い埋蔵文化財発掘届を提出する。

イ 現場施設の設置や重機の使用等に伴い、国、県又は当該市町村の法令等による規制を受ける場合があるので、事前に規制の有無を確認するとともに必要な手続きをとる。

(4) 基本測量

ア 基準点測量

- (ア) 遺構・遺物の正確な位置を記録するために発掘調査対象地内に座標点及び水準点を設置する。
- (イ) 基準点測量は、必要に応じて専門業者に委託して実施する。
- (ロ) 基準点測量には、公共座標に基づいた基準点を用いる。
- (ハ) 調査範囲全体を20m又は40mの方眼に区切り、その交点に座標点を設置する。

イ 地形測量

- (ア) 遺構及び地表の高低起伏の状態を測量し、その成果を1/500の縮尺を原則として図化する。
- (イ) 地形測量は、地上に遺構が明らかになっている遺跡及び地形と遺構との関連が特に深い遺跡について実施する。
- (ロ) 地形測量は、必要に応じて専門業者に委託して実施する。
- (ハ) 現地測量終了後、素図により測量結果を確認し、不十分な部分については、再測量を実施する。

(5) 環境整備

ア 現場施設

- (ア) 発掘作業の実施に当たっては、作業員詰所・便所・物置を設置し、併せて、車両の駐車場所を確保する。
- (イ) 作業員詰所・便所・物置の種類及び付属設備は、遺跡の状況・調査期間に応じて適切なものを選定する。
- (ロ) 設置数量は、作業員配置数（パーティー単位）による。
- (ハ) 緊急連絡及び事務連絡用として、発掘現場に電話を設置する。

補則 1－2

補則 1－3

補則 1－4

イ 伐採

- (ア) 発掘作業の着手前に行う草木の伐採は、事業者が実施することを原則とする。
- (イ) (ア)にかかわらず、調査機関が実施することとなった場合は、必要に応じて専門業者へ委託する。

ウ 安全対策設備等

- (ア) 発掘作業の実施に当たっては、必要に応じて作業の安全を確保するために足場、手すり等、安全対策設備を設置する。
- (イ) 安全対策設備等の設置については、事前にその必要性を十分に検討し、事業者に設置を依頼する。
- (ロ) 調査機関で安全対策設備等を設置する場合は、仕様や実施設計の作成については事業者に依頼する。

エ 廃棄物

- (ア) 発掘調査区域内に放置され、又は埋蔵されている産業廃棄物の処分は、事業者側に依頼する。

2 確認調査

(1) 目的と基本的作業内容

ア 発掘対象地の一部分を発掘することによって、遺跡の範囲・時代・性格を明らかにし、歴史的な位置付けを行うことを目的とする。

イ 確認調査の成果によって、本調査の要否及び範囲を決定する資料を得るとともに、本調査の実施に係る積算基礎を得る。

ウ 確認調査は、手掘り及び重機による掘削を併用して実施する。

(2) 基本層序と標準土層

ア 台地上の遺跡においては、基本層序（個々の遺跡における個別的・特殊的な土層の堆積状況）と標準土層（千葉県内における立川ローム層堆積以降の一般的・広域的な土層の堆積状況）との関係について明確にしなければならない。

イ 立川ローム層より上部は、Ⅰ層（表土）・Ⅱa層（表土腐植堆積土層）・Ⅱb層（新期富士テフラ層）・Ⅱc層（ローム漸移層）に分層し、耕作土及び攪乱土については別途に区分する。

ウ 立川ローム層は、Ⅲ層（ソフトローム）～Ⅹ層（立川ローム最下層）の分層を標準土層とする。

エ 低地の遺跡の場合は、遺跡の立地条件が多様であり、標準土層を認定することが困難なため、水系単位等の同一立地条件の遺跡については土層の類型化を促進し、遺跡間での対比を積極的に推進する。

(3) 確認調査の方法

ア 確認調査は、所定の面積比に準拠したトレンチ及びグリッドを設定して実施する。

イ トレンチ及びグリッドを設定する際には、遺跡の立地条件・地形・隣接地における調査履歴、さらに必要とされる情報の種類などを十分に考慮し、最適の方法を選択する。

ウ 確認調査は、手掘りにより基本層序に準拠した遺構・遺物の検出基準面（以下「検出面」という。）を確定することから開始し、検出面を決定した後に調査区内の検出面までの土層を除去し、遺構・遺物の有無及びその分布状況等を把握する。

エ 検出面までの土層除去には機械を効率的かつ積極的に導入し、調査の迅速化を図る。

オ 検出面までの土層除去後に、人力によって掘削面を清掃することによって遺構・遺物を確認する。

カ 掘削面の清掃のみによって十分な情報が得られない場合には、適宜調査区の拡張・追加・サブトレンチによる細部の確認等を補足的に実施する。

キ 遺構・遺物の検出面及び遺物包含層が間層を挟んで複数存在する場合は、確認作業は各面・各層ごとに実施する。また、発掘調査の対象とならない基盤層を確認しなければならない。

ク 低地遺跡で土層の堆積が著しく厚い場合、あるいは堆積土層が脆弱で調査の安全性が確保できない場合には、鋼矢板などによる山止めを行い土砂の崩壊を防止する。また、調査補助員にも安全帽を着用させるなど安全対策を必ず行う。

ケ 低地遺跡で堆積土層が著しく厚いため人力掘削が不可能な場合には、適宜クラムシェル等掘削機械を導入し、遺構・遺物の確認を行う。

(4) 確認調査成果の評価及び提出

ア 確認調査の結果には、検出遺構・出土遺物の分類のみではなく、より広範な歴史的意

補則 2-1

補則 2-2

補則 2-3

味を付加し、以後の取扱いを決定する評価とする。

イ 確認調査の結果、遺構・遺物が確認できない場合であっても、基本層序については正確な記録を作成する。

ウ 遺構確認面までの深さを記録する。

エ 確認調査結果に基づく本調査の必要性の有無及びその範囲の判断は、「埋蔵文化財の範囲及び取扱いに関する基準」（平成11年3月26日付け県教育委員会教育長裁定）に基づいて行う。

オ 本調査が必要と判断される場合は、調査終了後速やかに「埋蔵文化財の確認調査の結果について（依頼）」により県教育委員会又は市町村教育委員会あてに依頼する。この依頼には、成果図とともに遺跡の評価基軸を簡潔に記載した「確認調査調書」を添付する。

カ 確認調査の結果、以後の調査が不要と判断される場合には、ウの依頼は不要であり、9－(1)－イ・ウの措置を行う。

3 遺構検出

(1) 基本的作業内容

ア 確認調査の結果に基づいて決定された本調査範囲内で、検出面までの不要な土砂を除去し、地下に埋没している遺構の平面形及び遺物包含範囲を表出する。

イ 遺構検出作業と平行して、遺構配置略図を作成する。

ウ この作業において、平面形態・配置・重複状況・覆土（遺構内部に堆積した土砂）の状況・出土遺物及び遺物出土状況から、各遺構の性格や時期を把握し、遺構を精査していく方法や順序などの計画を立てる。

エ 遺物・遺構の検出面及び遺物包含層が間層を挟んで複数存在する場合は、各層・各面ごとにア～ウの作業を繰り返して実施する。

(2) 表土除去

ア 上層の発掘においては、地表から検出面の5 cm上までの土砂を除去する。

イ 上層において遺物包含層が存在する場合は、包含層の直上までの土砂を除去する。

ウ 下層の発掘においては、石器が出土する直上までの土砂を除去する。

エ 表土除去は、上下層とも重機を用い、必要に応じて専門業者へ委託して実施する。

オ 遺跡の立地条件などにより重機の使用が困難な場合又は、古墳等地上に遺構が明らかになっており地下遺構に影響を与えるおそれのある場合は、人力によって表土除去を行う。

(3) 清掃と遺構の検出

ア ジョレンなどを用いて、表土除去後の表面を人力で水平に薄く削りながら清掃し、遺構平面形及び遺物包含範囲の輪郭を確認する。

(4) 遺構配置略図の作成

ア 検出した遺構の概略の平面形を平板測量により実測し、遺構配置略図を作成する。全体的な遺構配置を見極めた上、遺構種別ごとに番号を付す。

イ 遺構配置略図には、各遺構の時期や重複関係を記入する。

4 遺構の精査

(1) 基本的作業内容

- ア 検出した遺構の覆土を人力によって掘り下げていく。
- イ 遺物包含層及び下層の石器集中地点(以下「遺物包含層等」という。)においては、出土状況に注意しつつ遺物を取り上げながら、人力によって遺物が出土しなくなるまで掘り下げていく。
- ウ 一つの遺構を平面的に幾つかに分割する覆土断面観察ベルト（セクションベルト）を残し、覆土の堆積状況を確認しながら掘り下げる。
- エ 遺構が重複している場合は、時期の新しいものから順に精査し、重複関係が検証できるようにセクションベルトを設定する。
- オ 遺物包含層等においても、セクションベルトを設定し、土層の変化を確認しながら掘り下げる。
- カ 精査は、水平あるいは覆土の層準ごとに行い、局所的な深掘りはしない。
- キ 覆土及び遺物包含層の土層堆積状況を、図面や写真によって記録する。
- ク 土層の堆積状況を記録した後に、セクションベルトを取り去り全掘する。
- ケ 遺構内及び遺物包含層等から出土した遺物は、位置や標高などの情報を記録する必要があるため、出土した状態を損なわないように留意しながら掘り下げを進める。

5 遺物の取上げ

(1) 基本的作業内容

- ア 出土した遺物は、種別・出土した場所（遺構・グリッド番号）・出土位置・出土レベル・層位・遺物番号を記録して取り上げる。また、必要に応じて写真撮影を行う。
- イ 取り上げた遺物は、材質・大小・量に応じて、ビニール袋・密閉容器などに入れ、遺物ラベルを添付して遺物収納箱に収納する。
- ウ 遺物台帳・遺物ラベルは、所定のものを使用し、遺跡名・調査年次・市町村コード・遺跡コード・遺構・グリッド番号・取り上げの月日・名称・出土状況・レベル等必要事項を記入する。
- エ 遺物番号は、遺構又はグリッドごとに0001から4桁で付す。
- オ 遺物の収納は、遺構や地区ごとに区分し、後の整理作業時に容易に照合できるようにしておく。
- カ 木製品や金属製品など初期対応が必要な遺物及び脆弱で破損しやすい状態で出土した動物遺存体・植物遺存体などは、（2）により対応する。
- キ 発掘時に取り上げる遺物の区分・分別については、「保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分に関する基準(平成10年3月26日県教育委員会教育長裁定)」及び平成10年6月1日付け教文第272号「保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分に関する基準について(通知)」に基づいて行う。

(2) 初期対応が必要な遺物及び脆弱な遺物の取上げ

- ア 全体の安易な表出、過度な表面のクリーニング、直近の深い掘り下げは、特に必要がない限り行わない。

イ 強化を目的とした薬剤の散布・含浸は、後の作業の障害となったり、遺物の保持している情報を著しく損なうことがあるので、特に必要がない限り行わない。

ウ 形状や状態を中心とした出土状況の写真、及び作業状況の写真を撮影する。可能であればデジタルビデオカメラで撮影する。

エ 初期対応は発掘担当者が中心となり、遺物の材質・状態・出土状況に応じて、表出直後から開始する。

補則 5 - 1

オ 遺物の輸送は、材質・形状及び経路・距離・輸送方法などの諸条件を検討し、最適な容器及び緩衝材を選択する。

カ 金属製品、木製品は、他の遺物と区別して遺物収納箱に収納し、現地詰所での一時的な保管であっても、材質や形状に応じて必要な対策を講じる。

キ 発掘担当者は、出土金属製品リスト・カルテ及び出土木製品リスト・カルテを作成する。

ク 木製品及び大型金属製品は、整理作業に先行して遺物実測・写真撮影を行う。

補則 5 - 2

ケ 遺物と遺構の関係が特に重要で、将来、レプリカなどの製作が見込まれる場合は、取上げ作業を実施する前に、必要な記録作業を行う。

(3) 人骨の取り上げ

ア 近世以降の人骨の取り扱いについては、事業者と連絡し、対応を協議する。

イ 人骨は、出土遺物（資料）であるが、それ以前に、我々祖先の遺骨でもあり、人骨の取り扱いや保管には、その点を十分に配慮する。

ウ 人骨は、他の遺物と分別して遺物収納箱に納め、決められた場所で適正に保管する。

6 遺構の実測

(1) 基本的作業内容

ア 遺構の覆土断面図を作成する。（セクション図）

イ 遺物の出土状況図を作成する。

ウ 精査した遺構の平面図を作成する。

エ 精査した遺構の必要箇所について、標高を計測する。

オ 精査した遺構の断面図を作成する。（エレベーション図）

カ 古墳等地上に遺構が顕在化している場合は、必要に応じて表土除去以前の地形図を作成する。

キ 現地において、平板測量やオフセット測量（簡易遣り方測量・遣り方測量）により実測することを原則とするが、測量範囲が広範囲に及ぶ場合又は現地が実測するのに危険な状況の場合は、航空測量又は写真測量を用いてもよい。

なお、必要に応じてデジタル測量によるデータを電子媒体に記録したものでもよい。（必ず紙への出力をしておく。）

ク 用紙は、厚口の適切な大きさの方眼紙を使用する。電子媒体は、安全な保守管理を行うこと。

ケ すべての図面・電子媒体に遺跡名・遺構番号等、必要事項を記入する。

7 写真撮影

(1) 基本的作業内容

- ア 調査開始前の遺跡の状況を撮影する。その際、遺跡の遠景・近景の両方を撮影する。
- イ 写真撮影は、中型及び小型カメラで行い、必要に応じて大型カメラを使用する。
なお、必要に応じてデジタルカメラ等を使用する。
- ウ フィルムは、35mm及び120mmモノクロと35mmカラーリバーサル及び必要に応じてカラーネガ等を使用し、1つの構図につき2枚～3枚ずつ撮影する。
デジタルカメラ等のデータは、安全な保守管理を行うこと。
- エ 作業の進捗に応じて、遺構検出状況・遺物出土状況・土層断面・遺構完掘状況・作業状況を撮影する。
- オ 遺構の撮影は、脚立・ローリングタワー・高所作業車などを使用して行う。
- カ 撮影に際しては、必ず写し込みを行う。写し込み内容は、遺跡名・遺跡コード番号・遺構番号・撮影内容・撮影方向・撮影日・撮影者名とする。

(2) 空中写真撮影

- ア 調査対象範囲全体の発掘作業が終了した段階で、遺跡・調査区・遺構の全景又は近景の空中写真を撮影する。
- イ 空中写真撮影は、無線操縦ヘリコプター・有人ヘリコプター・セスナ機を使用し、必要に応じて専門業者に委託して実施する。

8 試料の採取と管理

(1) 基本事項及び留意点

- ア 分析・同定に使用する試料は、管理・運用上「サンプルベース」・「採取サンプル」・「証拠サンプル」と呼び区別する。
- イ 分析・同定を実施しようとする場合には、その目的と方法を十分に検討する。
- ウ 採取プランは、分析・同定方法と目的により規定される試料の採取場所・採取量・採取方法・取扱いなどの諸条件、及び平成10年3月26日教育長裁定「保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分に関する基準」『別表』の採取区分を勘案し設定する。
- エ 試料を採取した場合は、採取場所、採取日、採取部位、保管状況、その他を記した管理票を必ず作成する。また、保管に際しては、変質、紛失、汚染及び取り違えが発生しないよう十分に留意する。
- オ 分析・同定方法の選択、採取プランの設定、試料の採取及び保管については、必要に応じて専門研究者の助言や指導を得る。
- カ 採取の段階から専門研究者に依頼する場合には、仕様についてあらかじめ打合せを行い、事後の取扱いに問題が生じないよう留意する。
- キ 試料及びその他の成果品は、遺跡毎に1か所で保管する。ただし、収蔵能力や保管環境が適さず、分散して保管せざるを得ない場合には、紛失や取り違えが起こらないように留意し、その保管状況を必ず記録する。
- ク 試料は原則として全量を保管する。ただし、以下に該当する試料は、管理票に理由を記載し、廃棄しても差し支えない。
 - (ア) サンプルベースのうち、保管分及び採取サンプルを採取した残りの部分。
 - (イ) 採取サンプルのうち、分析・同定が完了し、証拠サンプルを確保した後の残り、他に活用できない部分。

補則 8－1

補則 8－2

補則 8－3

ケ 整理作業終了後の試料は、収納整理の対象とする。

9 完了と撤収

(1) 発掘作業の完了

ア 発掘作業が終了した後に終了確認を実施し、作業に遺漏がないことを確認した上で発掘作業の完了とする。

補則 9-1

イ 発掘作業が完了した場合は、事業者あてに「発掘完了報告書」を提出する。

ウ また、所轄警察署長あて「埋蔵物発見届」及び県教育委員会（指定都市等教育委員会）あて「埋蔵文化財保管証」を調査終了（埋蔵物発見）後 1 週間以内に提出するとともに、「発掘調査終了の確認について（報告）」を県教育委員会教育長あてに速やかに提出する。なお、「埋蔵文化財保管証」と「発掘調査終了の確認について（報告）」は必ず市町村教育委員会を経由すること。

エ 事業者との事前協議により定められた埋め戻し等の措置は、発掘作業完了後に行う。

オ 発掘作業完了後の措置が終了した後は、速やかに事業者と現地の立ち会いを実施し、引き渡しを行う。

(2) 撤 収

ア 調査機関が設置した施設等は、発掘作業完了後速やかに撤収する。ただし、事業者との事前協議により残置する施設等がある場合は、その施設等の管理について事業者と十分な協議を行う。

イ 廃棄物及び発掘器材等は、放置することなく、回収又は正規の手続きにより処分する。

(7) 発掘作業に伴い発生した産業廃棄物の内、調査機関で処分しなければならない場合は、正規の手続きに基き処分する。

補則 9-2

(3) 埋め戻し

ア 埋め戻しは、現地踏査時又は事前協議により事業者の要望があった場合のみ実施する。

イ 事業者からの要望がなくとも、危険箇所等埋め戻しが必要と判断される場所については、発掘作業中、発掘作業完了後を問わず埋め戻しを行う。

ウ 埋め戻しは、その方法等について再度事業者を確認を取ってから実施する。

エ 遺構・遺物の保存に伴う埋め戻しを行う場合は、遺構・遺物を十分に保護した上で行う。

10 その他

(1) 発掘作業現場の管理

ア 安全衛生

(7) 発掘作業実施期間中においては、作業員や住民等の第三者に対して、発掘作業に起因する事故及び災害が起こらないよう十分な対策を行う。

(4) 発掘作業実施期間中は、飲料水の水質検査の実施及び便所の清掃等、衛生面に配慮した措置を行う。

(7) 草刈りや清掃を行い、調査現場内の整理・整頓に努める。

(エ) 一日の作業終了時には、必ず現場施設の施錠及び出入口の閉鎖を確認する。

(オ) 作業始業前に、一日の作業予定に関するミーティングを行うとともに、ラジオ体操等の軽い運動を全員で実施する。

- (ハ) 調査現場内の危険箇所については、作業員全員に周知して注意を促す。
- (ニ) 危険あるいは無理な作業の実施を、作業員に指示してはならない。
- (ホ) 現場詰所には貴重品は置かない。
- (ヘ) 現場等において事故が発生した場合は、事業者及び県教育委員会又は市町村教育委員会に連絡する。

イ 遺構・遺物の保護と管理

- (ア) 発掘作業中の遺構・遺物については、天日、雨、霜等による遺構の崩壊や遺物の劣化が進行することのないように十分な保護を行う。
- (イ) 出土遺物は、できるだけ取上げ当日に安全な場所へ輸送する。

(2) 発掘作業員

- ア 労務災害が起こらないよう、個人の安全衛生に関する意識を向上させるよう努める。
- イ 発掘作業を効率的・均質的に実施するため、考古学の基礎的知識及びより高度な発掘作業技術を習得させるよう努める。

(3) 普及啓発

ア 発掘調査成果の発表

- (ア) 地域の歴史の理解を深めるとともに、埋蔵文化財に対する理解を促進するため、現地説明会等を開催し、発掘調査の成果を広く地域住民及び県民に公開するように努める。
- (イ) 現地説明会等の実施については、事業者及び県教育委員会又は市町村教育委員会に連絡する。

(4) 現場来訪者への対応

ア 一般見学者への対応

- (ア) 一般見学者への対応は、調査機関で行う。

イ 関係機関の視察者への対応

- (ア) 関係機関からの視察要望があった場合は、事前に事業者及び県教育委員会又は市町村教育委員会に連絡して、対応について協議する。
- (イ) 直接現場に来訪した場合は、現場担当者が対応し、事後に事業者及び県教育委員会又は市町村教育委員会に報告する。

ウ 報道関係者への対応

- (ア) 報道関係者から取材の申し込みがあった場合及び報道関係者に対応した場合は、事業者及び県教育委員会又は市町村教育委員会に報告する。

エ 安全対策と遺跡保護上の留意点

- (ア) 現場来訪者に対して、事故及び災害が起こらないよう十分な対策を行う。
- (イ) 調査中の遺構・遺物の保護について、十分配慮するものとする。

補 則

補則 1－1 現地踏査は，県教育委員会又は市町村教育委員会・事業者・調査機関の三者で行う。ただし，発掘調査着手直前に行う現地踏査は，調査機関の対応としてもよい。

補則 1－2 作業員詰所・便所・物置の種類及び付属設備の基準

(1) 調査補助員詰所

① 組立ハウス

ア	主 構 造	軽量鉄骨平屋建
イ	基 礎	木杭
ウ	大 引	鋼製
エ	柱 材	軽量形鋼
オ	壁パネル（外側）	カラー鉄板
カ	壁パネル（内側）	合板
キ	床	パネル工法
ク	屋 根（外側）	カラー鉄板瓦棒葺
ケ	屋 根（内側）	合板
コ	庇	
サ	雨樋	
シ	窓 枠 ・ 出 入 口	アルミ製
ス	必要に応じて設置する付属設備	

設 備	数 量 ・ 仕 様
出入口網入りガラス	2箇所
窓 面 格 子	窓全箇所
間 仕 切	4間，ドア1箇所
流 し 台	1箇所
網 戸	窓全箇所
さ く 井	ポンプ設置，水洗給水2箇所
電 気 設 備	電灯配線，照明器具(40W 2灯)，スイッチ，コンセント，ブレーカー，幹線引込，東京電力申請料

② ユニットハウス

ア	主 構 造	軽量鉄骨平屋建
イ	屋 根	軽量形鋼
ウ	天 井	化粧合板張（断熱材）
エ	床	耐水合板張
オ	壁（外側）	化粧合板
カ	壁（内側）	化粧合板（断熱材）
キ	庇	

ク 堅樋

ケ 必要に応じて設置する付属設備

設 備	数 量 ・ 仕 様
出入口網入りガラス	2箇所
窓 面 格 子	窓全箇所
流 し 台	1箇所
網 戸	窓全箇所
電 気 設 備	電灯配線，照明器具(40W 2 灯)，スイッチ，コンセント，ブレーカー，幹線引込，東京電力申請料

③ テント

ア 主構造 鉄骨組立式

イ 帆 布 ポリエステル製

ウ 必要に応じて設置する付属設備

設 備	数 量 ・ 仕 様
四 方 幕	

(2) 便 所

① 簡易水洗 F R P 製 回転式ベンチレーター付き

② 泡式簡易水洗 F R P 製 回転式ベンチレーター付き

(3) 物 置

① 約 1 坪 スチール製

② 約 2 坪 スチール製

補則 1－3 現場施設の設置基準

(1) プレハブ

パーティー数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1パーティー…マイクロバス1車 (作業員18名程度) Aは第1棟目 Bは第2棟目以降
A	4×6	4×6	5×7	4×6	5×7	5×7	5×7	5×7	5×7	5×7	
B				4×6	4×6	5×7	5×7 4×6	5×7 5×7	5×7 5×7	5×7 4×6 4×6	

(2) ユニットハウス

1パーティー当たり60型2棟

(3) テント

1パーティー当たり2張(2間×3間)

(4) 便 所

1パーティー当たり1棟 (労働安全衛生規則第628条第4項)

(5) 物 置

使用する器材の種類・数量によって決定する。

補則 1－4 発掘現場に設置する電話設備基準

- (1) 発掘調査現場に携帯電話を設置する。
- (2) 設置する数は、各調査現場 1 台とする。
- (3) 電波が届かないなど携帯電話の設置が不可能な場合は、本電話を設置する。

補則 2－1 確認調査における調査面積の基準

(1) 上層確認調査

確認調査対象面積	遺 跡 の 状 況	確認調査面積
1,000m ² 以下		10～100 %
1,001m ² 以上	通常の状態	10 %
	調査対象地が狭長な場合	100 %
	遺構の存在が全面に想定できる場合	100 %

(2) 下層確認調査

段 階		確認調査面積	調 査 方 法 内 訳	備 考
第 1 段 階		2 %	手掘り 1 %・機械 1 %	
第 2 段 階	前 半	2 % (第 1 段階に追加)	機械 2 %	第 1 段階で遺物の出土があった場合 隣接地及び上層本調査において下層の遺物が出土している場合
	後 半	4 % (前半に追加)	手掘り 1 %・機械 3 %	第 2 段階前半までで、本調査範囲の決定が困難な場合 実施については県教育委員会 又は市町村教育委員会と協議

補則 2－2 20m又は40mのグリッドを大グリッドとし、東西方向にアルファベットでAから、南北方向にアラビア数字で1から番号を付け、1 A, 2 A, 3 A,のように呼称する。大グリッドを 100分割したものを小グリッドとし、北西隅から0 0, 0 1, 0 2,のように呼称する。

なお、アルファベットの「I」, 「O」, 「V」は、それぞれ「1」, 「0」, 「U」と誤認するおそれがあるため、使用しないこととする。

補則 2－3 上層確認調査においては、手掘り 1 %・機械 9 %で実施することを原則とするが、遺跡の状況によっては変更することができる。

補則 3－1 遺構番号は遺構種別毎に 001からの 3桁数字の通し番号とし、現地での発掘作業において付ける。遺構種別を表すために 3桁数字の前に下記の区分による遺構略号を付す。

礫群・遺物集積・石造物・丸木舟・包含層には遺構番号は付けない。

整理作業においても、遺構番号は踏襲する。

遺構略号一覧

遺構種別	略号	遺 構 種 類
竪 穴 建 物	S I	竪穴住居・工房・方形竪穴建物
掘立柱建物	S B	掘立柱建物・基壇
土 坑	S K	土坑・袋状土坑・陥穴・土壇墓・再葬墓・火葬骨埋納遺構 ・地下式坑・炉穴
井 戸	S E	井戸
ピ ッ ト	S H	ピット
古 墳	S M	古墳・塚
方形周溝墓	S S	方形周溝墓・方形周溝状遺構・円形周溝状遺構
横 穴	S T	横穴・やぐら
柵	S A	柵列・築地・野馬土手
溝	S D	溝・堀・道路・水路
窯	S O	窖窯・炭窯
そ の 他	S X	
不 明	S Z	

補則 5－1 初期対応は発掘担当者が中心となり、必要に応じて保存修復専門家の支援を受ける。

補則 5－2 木製品及び大型金属製品など、急速に劣化が進む遺物及び劣化すると修復作業に多大な労力が必要となる遺物は、整理作業前に実測を行う。

先行実測を行った遺物については整理作業の力量を減額し、事業者が二重に負担することがないよう注意が必要である。

補則 8－1 用語の定義等

1) サンプルベース（試料母体）

- ・発掘現場で土壌及び自然木等から採取した試料の塊及び試料を含む塊のことを、サンプルベースと呼ぶことにする。
- ・採取に際しては、必ず 1 つ以上の分析・同定方法を想定して採取する。
- ・現時点で想定できない分析・同定及び活用に必要であれば、一部を分割し保管する。

2) 採取サンプル

- ・サンプルベース及び遺物等から、特定の分析・同定を目的として採取した試料のことを、採取サンプルと呼ぶことにする。
- ・使用する分析・同定方法を明確にするために、分析・同定方法名に続けて呼称する。

例 樹種同定用採取サンプル

3) 証拠サンプル

- ・分析・同定結果の信頼性の検証及び追試のために保管する分析・同定に使用した試料もし

くは採取サンプルの残りを，証拠サンプルと呼ぶことにする。

- ・証拠サンプルは，総て保管する。
- ・採取サンプルの残りを証拠サンプルとする場合は，必要量を保管する。

補則 8－2 分析・同定計画書は，以下の事項を中心に記載し，必要であれば図表，参考資料を添付し作成する。

(1) 実施方法

(分析・同定方法，試料形態・採取方法，採取場所，採取量，採取者，その他)

(2) 目的及び成果の使途

(3) 実施者（個人・法人）と実施形態（委託・依頼・共同研究・内部実施など）

(4) 実施者の選定理由

(5) 作業期間

(6) 費用（関連する費用すべて）

(7) その他の重要事項（委託の場合は契約内容，依頼の場合は取り決め内容など）

(8) 発案者名，実務担当者名，責任者名

補則 8－3 目的，分析・同定方法，結果の精度，採取場所と採取方法，作業期間，成果の提出期日，費用及び成果の取扱いについては必ず調整し，取り決めた内容は両方で書類に残すようにする。

補則 9－1 発掘作業の終了確認は，県教育委員会又は市町村教育委員会が行う。

補則 9－2 発掘調査により発生した産業廃棄物の処理については，法に基づいて処理を行う。

発掘作業の各工程における成果品

1 事前準備

成 果 品	内 容
基準点測量方眼平面図	縮尺 1/500を原則とし、マイラーベース#300を使用して方眼杭の設置位置を図示したもの(1部)
基準点測量多角点網図	多角点の網図をA1サイズ内に収めたもの(1部)
地形測量清絵原図(地形平面図)	縮尺 1/500を原則とし、マイラーベース#300を使用して地形平面図を清絵したもの(1部)
計 算 簿 ・ 野 帳	測量実施時に使用した計算簿, 野帳(一式)
青 焼 図	基準点測量方眼平面図・基準点測量多角点網図・地形測量清絵原図の青焼図(3部)
伐採作業進捗状況写真	伐採作業前・作業中・作業終了後の写真(一式)

2 確認調査

成 果 品	内 容
発 掘 区 配 置 図	基本測量成果と地形測量図を合成した発掘範囲図に，トレンチやグリッドの位置を記入したもの。トレンチやグリッド番号を必ず記入する。
遺構及び 遺物包含層位置図	検出された遺構や遺物包含層の位置を，主に平板測量によって実測した図面。縮尺は，1/200～1/500が適当である。 用紙の方眼を基本杭の方角に合わせて使用する。 遺構の種別や時期を記入し，遺物包含層については，出土遺物の点数・時代・種別・出土層位を記入する。
土 層 断 面 図	発掘区内における土層の堆積状況を実測した図面。 標準土層との対比を念頭に置く必要があるが，低地遺跡などの場合は，土層の形成過程を復元する上で必要な箇所を選択して作成する。 縮尺は，1/10～1/20が適当である。
遺 物 台 帳	遺跡名・出土位置・状況・出土標高等必要な情報を記載したもので，調査後は遺跡・遺構単位で編冊して保管する。
遺 跡 全 体 図	発掘区配置図と遺構及び遺物包含層位置図の縮尺を揃え，編集・合成した図面。 縮尺は任意であるが，遺構の形態が把握できる縮尺を選定する。
図 面 台 帳	確認調査において作成した各種図面の台帳
写 真 台 帳	確認調査において撮影した各種写真の台帳
確認調査の結果について添付図面	遺跡全体図に確認調査の成果によって判断した本調査必要範囲を記入した図面。 彩色は，事業範囲を緑色，遺跡範囲を茶色，確認調査範囲を青色，本調査必要範囲を赤色とする。
調 査 日 誌	調査員が，1日の作業内容等を記入する。

3 遺構検出

成 果 品	内 容
遺 構 配 置 略 図	検出した遺構を略測し，遺構番号・重複関係等を整理して記入する。縮尺は任意であるが，発掘範囲全体が1枚の図面に収まるように状況に応じて選択する。
遺 構 検 出 状 況 写 真	学術的重要度や後日の検証の必要性に応じて撮影する。
調 査 日 誌	確認調査に同じ

4 遺構精査

成 果 品	内 容
遺 構 調 査 カ ー ド	遺構ごとに調査内容を随時記録するものである。
遺 構 台 帳	発掘作業中に遺構数を把握したり，作業の進捗状況を記していくものである。
そ の 他	発掘作業の備忘録としての野帳なども，調査記録として重要であり，各現場担当者が必要に応じて作成する。 現場写真の写し込みをファイルしておく，整理作業の際に有効な資料となる。

5 遺物取上げ

成 果 品	内 容
遺 物 台 帳	確認調査に同じ
遺 物 出 土 状 況 図	遺物の出土状況を記録した図面。縮尺は1/20を原則とするが、詳細な出土状況を記録する場合は、1/5など適当な縮尺を選定する。 用紙の方眼を、基本杭の方角に合わせて使用する。 図に記録したすべての遺物に遺物番号を記入する。 平板を据えたポイント（平板ポイント）やオフセット測定の基準点及び基本杭を図上に記録する。
遺 物 出 土 状 況 写 真	遺物の出土状況を記録した写真
遺 物 表 出 状 況 写 真	表出中や表出完了直後の遺物の状況を記録した写真。 撮影には、マイクロレンズ・リングフラッシュ・カラーネガフィルムを使用する。 出土状況写真とは異なり、遺物本体の情報を中心とするため、遺物全体写真と分割して接写した写真が必要である。
初期対応 処置状況写真	処置前や処置中の遺物の状況を記録した写真。 撮影には、マイクロレンズ・リングフラッシュ・カラーネガフィルムを使用する。 表出状況写真と同様に、遺物全体と分割して接写した写真が必要である。 処置前の写真は、表出状況写真では撮影できなかった面や部分に注意して撮影する。 初期対応中の写真は、処置中に剥離や分離が起きたときに、接合関係がわかるように撮影する。
X線透過撮影フィルム 及び撮影記録カード	X線により撮影されたフィルム及び撮影記録。 保存修復専門家及び特別教育を受けた者が撮影する。 整理作業中の損傷・変質・紛失に注意する。
赤 外 線 写 真	赤外線により撮影された写真

出土金属製品リスト	遺跡毎に作成される金属製品のリスト。 すべての遺跡について作成し、金属製品が出土していない場合は「無」に印を付ける。
出土金属製品カルテ	遺物毎に作成される金属製品カルテ
出土木製品リスト	遺跡毎に作成される木製品のリスト。 すべての遺跡について作成し、木製品が出土していない場合は「無」に印を付ける。
出土木製品カルテ	遺物毎に作成される木製品カルテ
実測図	先行実測を行った図面
遺物写真	先行撮影を行った写真

6 遺構実測

成 果 品	内 容
セ ク シ ョ ン 図	色調・粒子の粗密・硬度・粘性・含有物などにより分層した覆土の堆積状況を記録した図面で、縮尺は1/10～1/20を原則とする。 覆土の観察結果は、図に対応する番号を振り、文章として同図面内に記入する。
遺 構 平 面 図	精査を終了した遺構の平面的形状やその他の情報を記録した図面で、縮尺は1/20を原則とするが、カマドなど住居跡の附属施設や微細な状況を記録する場合は、1/10など適当な縮尺を選定する。 用紙の方眼を、基本杭の方角に合わせて使用する。 平板ポイント・オフセット測量基準点・基本杭・セクションポイント・エレベーションポイントを図上に記録する。 住居跡床面や壁面の状況など、図では表現できない情報は、文章として同図面内に記入する。
エ レ ベ ー シ ョ ン 図	精査を終了した遺構の断面に関する情報を記録した図面。縮尺は1/20を原則とするが、微細な状況を記録する場合は、1/5など適当な縮尺を選定する。 図では表現できない情報は、文章として同図面内に記入する。
地 形 測 量 図	古墳・塚・馬土手・土塁など地表に遺構が明らかになっている場合に、その現状を等高線によって記録した図面で、縮尺は1/100以下を原則とするが、微細な状況を記録する場合は、1/50など適当な縮尺を選定する。 基本杭を利用して、平板測量により実測する。基本杭が利用できない場合は、別途にトラバースを組んで実測する。 用紙の方眼を、基本杭の方角に合わせて使用する。 基本杭・設定したトラバースポイント・セクションポイント・エレベーションポイントを図上に記録する。 等高線では表せない情報は、同図面内に文章として記入する。
遺 跡 全 体 図	遺構等の縮尺を揃え、編集・合成した図面。 縮尺は任意であるが、遺構の形態が把握できる縮尺を選定する。

7 写真撮影

成 果 品	内 容
調 査 開 始 前 遺 跡 全 景 写 真	遺跡の立地や現況が十分理解できるように、遠景・近景の2種類を撮影する。 樹木や建造物等がある場合は、伐採前後と建造物解体前後の写真を撮影する。
遺 構 検 出 状 況 写 真	学術的重要度や後日の検証の必要性に応じて撮影する。
遺 物 出 土 状 況 写 真	遺物の出土状況を記録した写真
土 層 断 面 写 真	基本土層について、表土から立川ロームX層まで連続した写真が望ましい。 また、分層線がある写真とない写真の2種類を撮影する。
	遺構覆土の土層について、堆積状況や遺構の重複関係が把握できる構図で撮影する。
遺 構 完 掘 状 況 写 真	精査を終了した遺構の写真及び調査区全体や遺構のまとまりごとの写真撮影を行う。
作 業 状 況 写 真	調査前の状況から調査終了までの一連の工程を、適宜撮影する。
空 中 写 真	垂直写真・俯瞰写真、遠景・近景を複数の角度から撮影する。

8 試料の採取と管理

成 果 品	内 容
分析・同定計画書	目的，期待される成果，方法，採取プラン，委託指示内容，依頼取り決め内容，費用等が記載された計画書。 分析・同定の実施について，どのように意志決定されたのかが明確にわかるようにし，担当者が替わっても継続していけるようにするために作成する。
採取プラン	試料の採取地点，採取部位，採取方法など，採取を行うための設計書。
採取状況記録	採取地点図，採取部位の図面や写真，採取状況写真など採取プランに基づいて実施された採取作業の記録。 実施に際して採取プランから変更点がある場合は，変更点，理由を記録する。
試料一式	サンプルベース，採取サンプル，証拠サンプル，プレパラート等，試料を調整したものも含まれる。
サンプルベース管理票	採取場所，採取日，採取部位，保管状況，その他を記録する。 「木サンプルベース」「貝塚サンプルベース」のように，採取本体に続けて呼称する。
採取サンプル管理票	採取対象，採取日，採取者，サンプルの区分，その他を記録する。 「樹種同定用採取サンプル」のように，使用する分析・同定方法に続けて呼称する。
調整試料管理票	プレパラートのように，採取サンプルから調整され，継続的に利用できるものは，管理票で管理する。 「樹種同定用プレパラート管理票」のように，使用する分析・同定方法に続けて呼称する。 製作日，製作者，区分，その他を記録する。
分析・同定結果	分析・同定の結果

9 完了と撤収

成 果 品	内 容
発掘完了報告書	発掘作業完了後速やかに所定の様式により事業者あてに提出する。
発掘調査終了の確認 について	発掘作業完了後速やかに県教育委員会又は市町村教育委員会へ報告する。
埋 蔵 物 発 見 届	発掘作業完了日から7日以内に、管轄の警察署長あてに提出する。
埋 蔵 文 化 財 保 管 証	発掘作業完了日から7日以内に、県教育委員会あてに提出する。 指定都市等に所在する遺跡にあつては、当該教育委員会あてに提出する。

埋蔵文化財発掘調査業務標準仕様書

1. 総則

- 第1条 当事業は市川市による埋蔵文化財発掘調査事業であり、受託者は埋蔵文化財発掘調査業務の支援を行うものとする。
- 第2条 発掘調査を施行するに当たり、受託者は文化財保護法の意図及び目的を十分に理解したうえで、概ね3年以上の経験・知識・技量を有した発掘担当者を定め、適切な人員を配置し、技術を発揮するよう努力するとともに、正確迅速にこれを行わなければならない。
- 第3条 受託者は監督職員と連絡を密接にし、その指示及び監督を受け、円滑に発掘調査を遂行するものとする。また、監督職員が不在の場合は、代行して調査を遂行するものとする。
- 第4条 受託者は業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項や仕様書に明記のない事項に関して、監督職員と事前に協議し、その指示に従わなければならない。
- 第5条 業務遂行にあたり傷害その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守しなければならない。事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は、受託者の負担とする。
- 第6条 受託者は業務完了後といえども、不備が発見された場合は速やかに成果品を訂正しなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。
- 第7条 成果品の管理・帰属はすべて市川市教育委員会とする。受託者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。
- 第8条 調査期間は、厳守するものとする。また、調査作業終了後、速やかに成果品としての発掘調査概報を市川市教育委員会に納品するものとする。

2. 発掘作業

(調査区の設定)

- 第9条 発掘調査にあたっては、調査対象地域に対して共通のグリットを適宜設定し、連続する番号を付す。
- 2 グリットは、公共座標（世界測地系第IX系）を用いて設定するものとし、その数値を明らかにする。なお基準点は市川市教育委員会が現場内に設置する。

- 3 調査区を分解する場合は、隣接する調査区との間に未調査区が生じないように努める。そして図面の接合、各調査区のグリット番号、遺構番号等、諸データ類の連続性・整合性を保ち、なおかつ混乱が生じないようにする。

(安全対策・住民対策)

第10条 部外者の外部からの侵入を防ぐため、また、事故防止の観点から必要に応じて調査区の周囲を囲むものとする。

- 2 土山には砂塵の飛散を防止するため、必要に応じてシート等で覆い、土嚢や杭等でシートを固定するものとする。
- 3 周辺住民に対して事前に調査についての周知を行い、理解と協力を得るように努める。

(表土の掘削)

第11条 重機による表土の掘削は、原始～中世の遺物包含層上面までを原則とする。またこれらが確認されない箇所については、ローム漸移層ないしローム層上面まで掘り下げることができる。

- 2 コンクリート等の廃棄物については特記のとおりとする。
その撤去には周辺の遺構を損傷しないように留意し、その恐れのある場合は調査終了まで現状のままとする。
- 3 樹木の伐採について、遺構を損傷する恐れがある場合には、重機等を用いた抜根は行わない。調査の過程で撤去の必要が生じた場合は、極力、遺構を傷めないよう留意し、人力にて除去する。

(遺構確認及び遺物包含層の掘削)

第12条 遺構確認は、基本層序と確認面の層位、及び遺構覆土との関係に細心の注意を払いつつ、遺漏なく遺構を検出するように努める。

- 2 遺構包含層の掘り下げ及び遺構確認は、スコップ、ジョレン等を用いた人力作業にて行い、状況の観察、遺物・遺構の検出に努める。
- 3 包含層出土遺物については、一括遺物・特殊遺物（土偶等）以外はグリット単位で層位別に取り上げる。ただし、遺構に伴う可能性が高い場合は極力出土位置を保ち、遺構の調査に入るまで出土位置を保護する。
- 4 土層の変化には十分注意を払い、必要に応じて記録を作成する。

(遺構の調査)

第13条 確認した全ての遺構は、その種類に関わらず、調査・完掘することを原則とする。

- 2 遺構の存否と配置を確認した段階で、一定の順番で遺構番号を付すものとする。また、重複関係が明らかになったものや新たに確認

された遺構については、その都度番号を付す。遺構番号については、遺構概念図を作成するなどして混乱を避ける。

- 3 遺構の略号を用いる場合にはS K、S I など独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の用例を参考にする。
- 4 遺構調査は原則として以下のとおり実施する。
 - a 掘り下げにあたっては、土層観察用のベルトを遺構の軸方向に留意して十文字もしくは一文字、半裁により設定する。また適宜、サブトレンチの設定等により、遺構の性格、重複の状態、平面形における軸方向等を予め確認するよう努める。
 - b 複数の遺構が重複している場合には、ベルトの設定を適宜工夫し、土層観察によってそれぞれの遺構の新旧関係・出土遺物の帰属を明らかにしながら掘り下げを行う。
 - c 土層の変化には充分注意を払いながら調査を進め、出土遺物の層位的な帰属が明らかにできるよう努める。
 - d 遺構内貝層は、その平面形の記録と写真撮影、三次元位置の記録を行う。またその堆積状況について断面図の作成・写真撮影を行い、各層について貝種・混土率・間層・人工遺物・その他特殊な状況（魚骨・獣骨層、灰層・焼土層等の存在）の記録を行う。
 - e 土層の堆積状況は、写真撮影及び図化（セクション図）を行う。
 - f 遺構の完掘後、全景を上方より写真撮影を行う。
 - g 完掘後は全体平面図の作成、レベリングを行い、エレベーション図や微細図等補助的な図面も作成する。

（遺物の取り上げ）

- 第14条 遺構内出土の遺物は三次元位置の記録（点上げ）を原則とする。ただし3 cm 大より小さい土器片については、口縁部や底部、文様等の施文が明確、或いは遺構の時期決定に関わる場合を除き、覆土出土として取り上げても良い。また全ての遺物の取り上げに際しては層位の帰属を明らかにするよう努める。
- 2 必要に応じて微細図の作成、写真撮影を行う。一括遺物・特殊遺物（土偶等）が存在する場合は、個別に写真撮影、図面作成を行う。
 - 4 出土遺物の取り上げに伴い、遺物基本台帳を作成する。
 - 5 取り上げ可能な動植物遺体については出土状況の写真撮影や図化を行い、必要に応じて強化保存処理などを講じる。
 - 6 人工遺物の他、動物骨・植物遺体等の微細遺物を含む土層については、水洗選別を期して遺物を土ごと採取する。
 - 7 遺構内貝層は出土状況の撮影、図面作成を行い、1辺30 cm立方

のサンプル取り上げを原則とする。但し、残った貝層の遺物には特に留意する。

(各遺構の調査)

第15条 各遺構の調査については、第12条及び第13条を踏まえ、以下の通り実施する。ただし、調査対象の状況の変化等については細心の注意をもって観察し、ここに記載がなくとも今日的な学術的使用に耐えうる調査を臨機応変に行うものとする。また、各遺構についての観察記録をとり、保存するものとする。

A 竪穴住居跡

- a 原則として十文字にセクションベルトを設定するが、複数の遺構の重複関係が認められる場合は、新旧関係の把握のため、適宜工夫する。
- b 掘り込みを有する炉跡が存在する場合は、その軸方向に留意して別にセクションベルトを設定する。石囲い、土器片囲い、土器埋設等の炉跡は、微細図の作成、土層断面、立面図の作成を行い、その構造を明らかにし、写真撮影を実施するよう努める。
- c 床面付近・炉跡等の施設の出土遺物、床面のピットの調査については、特に注意を払い、必要に応じて個別に写真撮影や図面作成（レベリングなど）を実施する。
- e エレベーション図の作成は、支柱穴・炉等の施設の配置に留意しラインを設定する。それ以外の部分についてはレベリングにより補足する。
- f 遺物取り上げを行う際、遺物の位置やレベルの数値の記入が煩雑にならないよう留意し、必要に応じて、平面図の複製を作成しこれに続きを記入する等の処置を講ずる。
- g 床面下の掘り方の調査は、当該遺構の平面図作成、全景写真撮影後に行う。また、掘り方のセクション図は、既に作成してある住居跡のセクション図に連続させる。
- h 床下ピットが検出された場合は、柱穴に準じた記録を作成する。その際は、掘り方発掘の終了後全景写真撮影と平面図も作成する。

B 土坑

- a 原則として半裁して掘り下げを行うものとするが、重複等が認められた場合は、適宜別方向のベルトを設定する。
- b 土坑の底面施設（小ピット、底面ピット等）については、必要に応じてセクションベルトを設定し、調査記録する。また遺構の性格に関わる状況（人工遺物の出土状況、動・植物遺体の存在）には充

分注意を払い、必要に応じてサンプルを採取する。

- c 深い柱穴状の土坑については、安全対策及び正確な土層断面の把握のため、必要に応じて断ち割り等の処置を講ずる。

C 柱穴列、その他ピット類

- a ピットは、漏れなく検出するよう努める。また最初に半裁或いは確認面から 5 c m 程度の掘り下げ等を適宜使い分けて人為的な遺構と、植物地下茎等による攪乱等、人為的でない落込みと識別を必ず現場段階で行い、前者と認められたもののみを調査の対象とする。
- b 壁が残存しない住居跡、長方形柱穴列、その他の配列を採るピットは現場段階で識別するように努める。
- c 深度、土層、柱痕の有無、出土遺物を記録した後、完掘することを原則とするが、個々のピットについての土層断面図、エレベーション図の作成、写真撮影は必要としない。ただし特殊遺物（土偶等）の出土、貝層の存在、柱痕等、必要と認められる場合は、適宜第 14 及び 15 条を適用した調査を行う。また、柱穴列はエレベーション図を作成する。

D 掘立柱建物跡

- a 平面形の角度や、時期差を十分に吟味し、土層断面図、平面図、柱痕跡、柱当たり等、遺漏なく検出し、記録する。
- b 柱間の間尺に注意し、芯と芯を結び建物としての柱配置を再現するよう努める。

E 溝

- a 検出した長さに応じて適切な間隔でセクションベルトを設定する。
- b その方向、幅、深さ、断面及び底面の形状を記録し、帰属する時代の把握を行うよう努める。

（旧石器時代の確認調査）

第 16 条 旧石器時代の遺構・文化層確認のための確認調査を実施する。作業はクラムシェル、或いは人力により行う。調査面積は全体の 1 % 程度を基本とする。

- 2 旧石器時代の試掘坑は、可能な限り調査区内に均一に設定するよう努めるが、未調査の他の遺構を損傷しないよう留意する。
- 3 試掘坑による確認調査で文化層を確認した場合、速やかに拡張を行い文化層の調査を実施する。

（基本層序の把握）

第 17 条 旧石器時代の確認調査を通じ、当該調査区内で基本層序を把握する。

2 基本層序は現地表面以下の各層を連続的に捉えられる地点で記録するよう努める。

3 基本層序については、土層断面の観察、写真撮影、セクション図作成を行う。

(旧石器時代の文化層の調査)

第18条 旧石器時代の文化層については、速やかにその範囲及び層位の把握に努める。

2 作業にはジョレンを主とし、適宜他の道具を用いて人力により行う。但し、漸移層及びソフトローム上面から確認した文化層まで遺物が含まれないことが明らかな場合は、当該文化層上面まで重機を用いて掘削することも可能である。

3 出土遺物は全点につき三次元の位置を記録することを原則とする。そして出土層位を遺物基本台帳に明記する。

4 遺物出土状況の写真撮影を適宜行う。

5 遺物出土地点のできるだけ近い位置で土層断面の観察、写真撮影セクション図の作成を行う。

6 人為的な掘り込み、焼土、炭化物集中地点が存在する場合、必要に応じて断ち割りを行いながら、その平面形・断面形と三次元位置の記録を行う。

(その他確認されていない遺構の調査)

第19条 ここで想定していない遺構・遺物の取扱いについては、適宜、後の学術的使用に耐えうるよう充分に考慮し、必要に応じて市川市教育委員会と協議の上対応する。

(全体図作成)

第20条 調査区全体の遺構配置図を作成する。

(写真撮影)

第21条 調査員は、調査の過程で遺跡内に出現する様々な状況や遺構が、調査の進行に伴い、そして最終的には開発によって消滅してしまう性格のものである点を十分に認識し、写真一般の知識に止まらず、文化財調査における写真撮影について、例えば「埋文写真研究」等の専門書を参照していることが望ましい。

2 撮影に使用するフィルムは、35mm（モノクローム、カラーリバーサル）及びブローニ（モノクローム）とする。

3 35mm（モノクローム、カラーリバーサル）とブローニ（モノクローム）は発掘調査の全ての写真撮影に用いることを基本とする。但し撮影の対象によっては35mmのみとすることも可能である。

また、デジタルカメラでも同様の撮影を行うものとする。

- 4 記録写真は、1カットにつき絞りを替えて複数コマ撮影する。
- 5 写真を撮影する際は、カメラを三脚、レリーズ、スパークランプ等を用いて固定して行うよう努め、手持ち撮影は極力控える。
- 6 遺跡全景については、ラジコンヘリコプターなどを用いて撮影し、住居跡等大型の遺構、複数の遺構を含む写真の撮影にはタワーを設営するなどして行う。ただし状況により脚立を用いることもできる。
- 7 調査区全体の遺構の検出状況をタワーあるいは脚立を用いて、撮影する。全体像の把握が困難な場合は、遺構に石灰やロープ等で輪郭を明示する。
- 8 竪穴住居跡や掘立柱建物跡などの各遺構の調査状況の撮影は、経過に応じて適宜行う。
- 9 原則として、小ピット等を除き全ての遺構は、完掘後に写真撮影を行うが、その際、断面・平面を問わず石灰やロープ等を用いた線を引かないことを原則とする。
- 10 同一被写体を複数方向から撮影する場合は、縦向き、横向き、標準レンズ、広角レンズなど変化をつける。
- 11 撮影済みフィルムは速やかに現像し、失敗した場合は可能な限り再撮影する。
- 12 作業風景等のスナップ的な撮影はデジタルカメラにて行うことも可とし、必ずしもフィルムカメラの使用を必要としない。
- 13 写し込みは連番とし黒板等は使用せず、紙等を使用することで整理作業時に確認できるように保存する。なお、35mmモノクロームのみの写し込みも可。

(写真台帳)

第22条 写し込みを基に写真台帳を作成する。写真台帳には、フィルム番号、コマ番号、遺構名又はグリッド名、撮影方向、撮影年月日、天気、撮影者、備考の各項目を設け記入する。

- 2 基本写真台帳はフィルムの種類ごとに作成する。

(遺物台帳)

第23条 取り上げた遺物に関しては、遺物台帳を作成する。

- 2 遺物台帳には、通し番号、出土グリッド、遺構番号、層位、標高、遺物内容、採取年月日、備考の各項目を設け記入する。

(遺跡データの記録化)

第24条 調査員は、本調査区内での発掘調査は今回限りであり調査終了後には全て消滅してしまうことを充分留意の上、可能な限り遺跡の情

報を引き出すよう努め、各種データは図や表、デジタル化等の方法により記録化を図るものとする。

2 遺構を図面化する場合は、平面図、セクション図、遺物出土状況図、レベリング図の作成を原則とする。

3 遺構を図面化する場合の縮尺は、原則として以下のとおりとする。

- ・ 遺構平面図・セクション図；1／20又は1／40
- ・ 遺構内の施設（竈跡など）の平面図・セクション図；1／10又は1／20
- ・ 遺物出土状況平面分布図・レベリング図；1／20又は1／40
- ・ 遺物出土状況平面微細図；1／10又は1／20

（埋め戻し作業）

第25条 重機の手配・埋め戻しは、市川市教育委員会による承認（終了確認）を得た後とする。

（発掘調査段階の記録等の整理）

第26条 調査員は発掘調査の進捗に応じ、図面整理及び各種台帳類の整理を適宜行う。

2 基礎整理に関わる遺物の水洗や注記等の作業についても、必要に応じ、調査期間に影響を及ぼさない限り、これを行うことが出来る。

（調査日誌の作成）

第27条 担当調査員は、作業内容、遺構名、担当者名、所見等を記載した調査日誌を作成し、常時閲覧できるよう発掘調査期間中は作業事務所に常置しておくものとする。

（遺跡の公開）

第28条 発掘調査の成果は、市川市民及び国民共有の財産であり、その公開を前提としておかなければならない。従って現場作業状況に応じて現地説明会を開催することが望ましい。但しこれには事業者・地権者の理解を前提する。また、発掘現場への見学者に対しては、作業に支障をきたさない範囲で誠意を持って対応する。

3. 整理作業

（遺構に関する記録の整理）

第29条 発掘調査において作成した図面類については第二原図を作成する。

2 発掘調査時に採取したデータについては整理し図化する。

3 各図面の照合や修正作業は第二原図にて行う。

（図面台帳の作成）

第30条 発掘調査時に作成した図面類、データ、整理作業において調整し

た修正図等については図面台帳を作成する。

- 2 作成図面及び台帳には、図面番号、遺構番号またはグリッド番号
標題、実測者・記録者、縮尺、作成年月日、備考の各項目を設ける。
- 3 台帳は写真台帳とリンクさせ、双方向で検証できるものとする。

(遺物に関する整理)

第31条 出土遺物は原則として全点につき水洗・注記を行う。脆い土器、
微小な遺物、金属製品等水洗に適さない遺物、或いは動植物遺体に
ついては最適な方法を適宜選択し行うこととする。なお微小な遺物
については注記を省くこともある。

- 2 遺物の注記は面相筆とポスターカラーを使用した手作業か専用の
機械を用いて実施し、剥落防止のためニスによるコーティング等の
処置を講じなければならない。
- 3 注記の記入項目は原則として以下のとおりとする。このうち③～
⑥は第11条・15条に定めた取り上げ方法に従って当該項目を注
記する。

5 4 - 1 1 5 * * ● — ○ ○ NO ■

① ② ③④ ⑤ ⑥

①：遺跡名（須和田遺跡） ②：地点名（第115地点）

③：遺構種別ないしグリッド ④：遺構番号ないしグリッド番号

⑤：層位 ⑥：遺物番号（点上げ）

- 4 出土遺物は分類し、徹底的な接合を試みる。なお、分類の結果に
ついては、遺跡全体、遺物包含層のグリッド毎、遺構毎に集計し報
告書に記載する。
- 5 土器については、実測・写真撮影に必要な補強を行う。但し石膏
その他強化材による復元は最小限に止める。
- 6 各遺構については、出土土器その他の遺物に基づいて時期決定を
行い、その根拠となる遺物は報告書に掲載することを原則とする。
- 7 石器類の実測に関しては、tool については原則5面展開（表裏面
両側面、断面）、それ以外については原則4面展開（表裏面、右側
面、断面）を原則とする。

(遺物の収納)

第32条 報告書掲載分に関しては、遺物台帳を作成する。遺物の収納方法
は、報告書掲載遺物は挿図と対照できるように収納し、報告書未掲
載遺物は、時代（旧石器・縄文・中世等）、種類（土器・石器等）毎
に出土遺構ないしグリッド毎に収納する。

- 2 石器類のうち、剥片、細片、剥片石器については一点ごとにチャ

ック付ポリ袋へカードと共に収納する。カードには上記の①～⑥のほか、石材、重量、出土年月日、備考欄を加える。

- 3 金属製品や特殊な遺物についても、上記2の石器類と同様の取り扱いとする。
- 4 礫や瓦などの重量のある遺物は、他の遺物を傷めないよう別々に収納する。
- 5 遺物収納に用いる整理箱、チャック付きポリ袋等は、市川市教育委員会が用いているそれらと規格の統一されたものを用いる。
- 6 各整理箱には遺跡名・地点名・収納遺物の内容を記したラベルを付す。

(写真類の整理)

第33条 写真類のファイルは遺構別とせず、フィルム毎に撮影年月日順に綴るものとする。

- 2 上記のファイルには基本写真台帳をもとに、各カットのキャプションやインデックスを記入する。
- 3 使用するファイルは市川市教育委員会が用いているそれと規格の統一されたものを用いる。

(保存処理)

第34条 人骨・獣骨、金属製品、木製品等、著しく劣化の進行が予想される遺物が出土した場合、写真撮影、実測図作成等の応急的な措置を講じ、その保存処理については市川市教育委員会と協議する。

(自然科学分析)

第35条 自然遺物、土壌サンプル等、自然科学分析を必要とするものについては、専門家による分析結果を報告書に反映するよう努める。

(整理作業日誌の作成)

第36条 整理作業にあたっては、作業内容、所見等を記載した整理作業日誌を作成する。

(資料の保管)

- 第37条 本業務の実施により収集・作成された資料（遺物、図面、図版、写真、日誌、台帳及びその他の記録類）は、整理期間中は責任を持って担当調査員が保管する。報告書を刊行し業務を完遂した後は、速やかに市川市教育委員会の指定する場所へ移管するものとする。
- 2 市川市教育委員会指定の場所への移管には、移管する物品の全てを網羅した一覧を添付し、納入時に確認を受ける。

5. 報告書

(報告書の体裁)

第38条 報告書作成に際しては、原稿、レイアウト、体裁について市川市教育委員会の承認を得る。

2 報告書の構成、遺構・遺物図版の縮小率等は、市川市教育委員会の報告書を参考にする。

3 発掘調査・整理担当者及び報告書執筆者を明らかにし、その肩書き・氏名を例言にて明記する。また執筆者については個々の原稿の文責を明らかにする。

4 市川市教育委員会への納入部数は300部とする。

5 報告書の残数は、市川市教育委員会において保管する。

(調査資料に関する著作権等について)

第39条 本発掘調査が、文化財保護を目的としたものであることを考慮し調査に関わる写真、図版などの資料類は、今後、市川市教育委員会が教育普及、公開に使用するものとし、調査資料の著作権等については全て市川市教育委員会に帰属する。

(その他)

第40条 調査及び整理作業、報告書作成に関して、市川市教育委員会の指示指導の下に行うものとする。

2 発掘調査時、整理作業時には途中経過を報告する（図面、写真等を掲載）。

3 調査に際して知り得た情報は、報告書刊行前には外部への遺漏は市川市教育委員会の承諾がある場合を除いて、禁止する。

6. 成果品

(成果品)

第41条 発掘調査に伴う成果品は、発掘調査報告書作成の原資、及び開発によって亡失する遺構の代替えともなるべきものであり、その重要性を十分に認識し、資料として充実を図るべきものである。

2 成果品は①出土遺物②実測図面③写真（ネガ）④写真台帳（写し込みを含むA4ファイル綴じ）⑤図面台帳（A4ファイル綴じ）⑥遺物台帳（A4ファイル綴じ）⑦調査日誌（A4ファイル綴じ）⑧報告書A4版（PDF形式）等であり、報告書の刊行後、遺漏無く速やかに市川市教育委員会に納品するものとする。

完了屈

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

- ## 2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間
- | | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | から |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 令和 年 月 日